

奈良県告示第四百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
三郷町城山台（〇〇一）急傾斜地（急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	三郷町城山台（〇〇一）急傾斜地（急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
三郷町信貴ケ丘（〇〇）	次の平面図のとおり	三郷町信貴ケ丘（〇〇）	次の平面図のとおり	
（二）急傾斜		（二）急傾斜		
奈良県郡山土木事務所及び三郷町		奈良県郡山土木事務所及び三郷町役場総務課		

南畑(〇〇) 三郷町信貴	次 の 平 面 図 の と お り	南畑(〇〇) 三郷町信貴	次 の 平 面 図 の と お り	南畑(〇〇) 三郷町信貴	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山 土木事務所
区域 地崩壊警戒		警戒区域 地崩壊特別				役場総務課 及び三郷町
三郷町信貴 南畑(〇〇) 七)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り	三郷町信貴 南畑(〇〇) 七)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り			奈良県郡山 土木事務所
区域 地崩壊警戒		警戒区域 地崩壊特別				役場総務課 及び三郷町
三郷町信貴 南畑(〇〇) 六)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り	三郷町信貴 南畑(〇〇) 六)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り			奈良県郡山 土木事務所
区域 地崩壊警戒		警戒区域 地崩壊特別				役場総務課 及び三郷町
三郷町信貴 南畑(〇〇) 五)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り	三郷町信貴 南畑(〇〇) 五)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り			奈良県郡山 土木事務所
区域 地崩壊警戒		警戒区域 地崩壊特別				役場総務課 及び三郷町
三郷町信貴 南畑(〇〇) 四)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り	三郷町信貴 南畑(〇〇) 四)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り			奈良県郡山 土木事務所
区域 地崩壊警戒		警戒区域 地崩壊特別				役場総務課 及び三郷町
三郷町信貴 南畑(〇〇) 三)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り	三郷町信貴 南畑(〇〇) 三)急傾斜	次 の 平 面 図 の と お り			奈良県郡山 土木事務所
区域 地崩壊警戒		警戒区域 地崩壊特別				役場総務課 及び三郷町

